

新宿区障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業運営要綱

- 11 新福高介第 980 号決定
- 16 新福高介第 262 号決定
- 17 新健介給第 137 号決定
- 18 新健介給第 167 号決定
- 21 新福介給第 120 号決定
- 25 新福介給第 147 号決定
- 27 新福介給第 123 号決定

(目的)

第 1 条 この事業は、訪問介護(介護保険条法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 8 条第 2 項に定める訪問介護をいう。以下同じ。)、介護予防訪問介護 (地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成 26 年法律第 83 号) 第 5 条による改正前の法第 8 条の 2 第 2 項に定める「介護予防訪問介護」をいう。以下同じ。)) 若しくは夜間対応型訪問介護(法第 8 条第 15 項に定める「夜間対応型訪問介護」をいう。以下同じ。))又は法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに定める第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 (自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下、「訪問介護等」という。)を利用する低所得者のち、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者等に対し、法施行に伴う利用者負担の増加を軽減するため、その負担の一部を助成し、もって介護保険制度の円滑な導入及び高齢者及び障害者の福祉の推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この事業の対象者は、以下のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 24 年法律第 51 号)によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当者として定率負担額が 0 円となっている者であって、平成 18 年 4 月 1 日以降に次のいずれかに該当することとなったものとする。

ア 65 歳到達以前のおおむね 1 年間に障害者施策によるホームヘルプサービス(居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。)を利用していた者であって、65 歳に到達したことで介護保険の対象となったもの。

イ 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった 40 歳から 64 歳までの者。

ウ 毎年 8 月に 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。

なお、いったん本軽減措置制度の対象外となった者については、翌年度以降も当該事業の対象とはしないものとする。

(2) (1)の ア又はイに該当する者は、新宿区による高齢者ホームヘルプ事業、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法における居宅介護等事業又は難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者とする。ただし、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条第 1 項に規定する転入をした者については、この限りではない。

(助成の範囲)

第 3 条 居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の訪問介護等に係る利用者負担額の 10 割の額を助成(利用者負担を全額免除)できるものとする。なお、介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。

(対象者の設定)

第 4 条 区長は、この助成を受けようとする者に対し、別紙 1 に定める様式により、申請させなければな

らない。ただし、区が特に認める事情がある場合には、この限りではない。

- 2 区長は、第 1 項により申請があった場合には、第 2 条に定める対象者であるか否かを調査し、すみやかに訪問介護利用者負担額を減額する旨の決定を行い、別紙 2 に定める様式により、申請者に通知しなければならない。
- 3 区長は、第 1 項による申請者が当該事業の対象者と認められる場合には、訪問介護等利用者負担額減額認定証(以下「減額認定書」という。)を申請者に交付する。

(助成の方法)

第 5 条 減額認定証を交付された者(以下「減額利用者」という。)が、この要綱に基づく助成を受けようとする場合は、指定居宅介護支援業者及び指定介護訪問介護事業者等に対し、居宅介護支援及び訪問介護等を受ける際に、当該事業者に対して減額認定証を提示するものとする。その際、減額利用者は、保険給付の対象となる訪問介護に係る利用者負担額から第 4 条で得た助成額を差し引いた額を当該訪問介護事業者に支払うものとする。ただし、居宅サービス計画を作成していない又は法第 66 条第 1 項の規定により、被保険者証に支払方法変更の記載がなされている等の理由により減額利用者が一旦費用の全額を支払った場合は、区長に対し別紙 4 の様式により助成金の支給を申請するものとする。

- 2 第 2 条の対象者であって、平成 12 年 4 月 1 日以降に要介護認定又は要支援認定の申請を行った者は、当該要介護認定又は要支援認定の申請日に遡って助成を行う。この場合において、減額利用が減額認定証の交付以前に訪問介護を利用し、利用者負担額を全額支払った場合は、区長に対し別紙 4 の申請書により助成金の支給を申請するものとする。

(届出義務)

第 6 条 区長は、減額利用者の氏名、住所、生計中心者又は生計中心者の所得状況が変更したときは、その旨をすみやかに届け出させなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第 7 条 この要綱による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

(助成費の返還)

第 8 条 偽りその他不正の行為によって、この要綱による助成を受けた場合は、区長は、その者から当該助成を受けた額を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱中、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)及び知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)における居宅介護等事業は、平成 15 年 3 月 31 日以前においては、心身障害者(児)ホームヘルプサービス事業とする。

2 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。